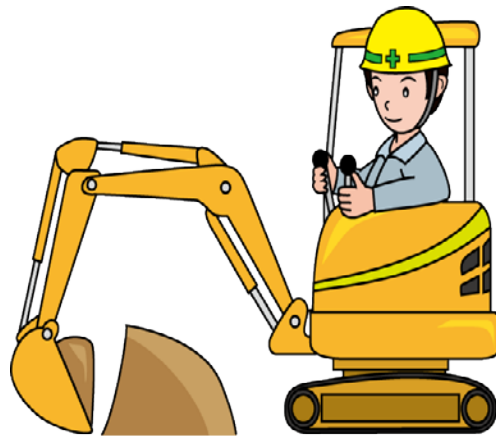


安全マニュアル

第3版



2017年12月

九州大学演習林

無料イラスト https://illpop.com/job_top01.htm より

はじめに

国立大学の法人化（2004年）により、労働安全衛生に関しては人事院規則に替わり労働安全衛生法の適用となりました。労働安全衛生法では、事業所において労働者数10人以上50人未満の事業場においては、安全衛生業務について権限と責任を有する者の指揮を受け、その業務を担当する安全衛生推進者を選任しなければならないと決められています。このことから、本林（または本演習林）では3名（北海道演習林1人・福岡演習林1人・宮崎演習林1人）の推進者を選任しました。労働災害を防止し、労働者の健康を確保するためには、事業場の安全衛生体制を確立することが重要です。こうしたことから一般的な安全注意事項等をマニュアル化することになり、他大学のマニュアルを参考に労働安全衛生推進者が中心になり第1版（2005年）、その後、追加・修正した第2版（2014年）を作成しました。

2017年度になり、九州大学「教育における安全の指針～野外活動編～（2017年3月）」、農学研究院等安全・衛生部会「安全の指針Ver. 1.3 2017年改訂版（2017年4月）」が作成されました。両指針をもとに演習林安全管理委員会が第3版（2017年）を改訂しました。

まだまだ、不十分な点が多々あるかと思いますが、安全マニュアルに「**完全**」はなく、今後も継続的に見直していかなくてはならないと考えます。

本林の活動は、野外調査や試料採取を必要とする教育・研究に加え、実験室で通常行われているような化学分析等の研究も行われています。また、森林管理（森林基盤整備業務）も実施されています。こうした活動において、私たちのまわりには常に危険が存在しております。

例えば、屋内でいいますと建物の中を見ても床面が濡れている場合には滑って転倒し、運が悪い場合には骨折したり、あるいは、わずかな段差でつまずいてころんだり、また、思いがけないところに突起物があって、衝突して怪我する場合や最悪の場合は命までも失う事態となりうることもあります。これが野外となりますと危険度は益々高まります。特に、野外活動が多い演習林では、わずかな気の緩みが大事故につながる危険性があるということです。

安全は、一人一人がこうした事故が発生してからでは遅すぎるという意識をもつことが肝要であります。

野外活動において、事前準備、事前説明、事故を回避する体制等をしっかり確認し、それぞれの活動においてどのような危険要素が身のまわりに存在するのか、活動以前に詳細に検討し、その活動の危険度を常に把握しておくことが求められ、**各個人において常に安全意識**（自分の身体は自分で守る）をもって行動していただくことが、何より重要な事故防止策であると考えます。

2017年12月

演習林安全管理委員会

目 次

項 目	頁
1. 演習林活動における安全管理 学生等の野外活動 ……	1
2. 演習林活動における安全管理 教職員等の野外活動 ……	2
3. 危害を与える動物・植物などへの対策 ……	4
4. 農薬の管理 ……	7
5. 事故の対処 ……	8
6. 現地での連絡、対応 ……	9
7. 事故後の調査 ……	10
8. その他 ……	11
9. 災害発生時の対応 ……	11

1. 演習林活動における安全管理 学生等の野外活動

注意事項

1. 指導教員、演習林職員、学生間で十分な打ち合わせを行い、担当教員は「教育における野外活動実施計画書」を作成し運営主体となる部局長に届けること。承認後、「教育における野外活動実施届」を同部局長に速やか提出する。
2. 野外講義・実習にあたっては、指導教員あるいは技術職員が同行する。また学生のみでの調査にあたっては、可能な限り演習林職員が同行する。
3. 森林調査などの野外活動では、できるだけ単独行動は避けるべきである。やむを得ず単独行動を行う場合には、携帯電話や無線機を携帯し連絡ができるようにしておく。
4. 現地への移動における交通事故や、現地での突発的な事故に遭遇するなどの危険性が常につきまとうので健康保険証を携帯する。また、学生教育研究災害傷害保険、あるいはその他の傷害保険などに必ず加入しておく。
5. 自動車の運転は道路交通法を順守すること。山間部の林道などはカーブが多く、狭い未舗装道路での運転にはスピードの出し過ぎや対向車確認などに十分注意を払う必要がある。林内は悪路が多いため、交通事故には十分注意する。また、無理のない計画を立て、寝不足の状態での運転をしない。
6. 使用する機械器具等は、事前に練習し取扱方法を確認して正しく使用し、前後に必ず安全点検を行う。
7. 人に危害を与える恐れのある動物・昆虫・植物等（毒蛇類・ハチ類・毒蛾・マダニ・ヤマビル・クマ・ウルシ等）の習性や多発地域を熟知しておき、また事故に遭遇した場合の対応までを予め想定し、検討しておく。緊急時に救急車の手配が困難な場合があることから、心肺蘇生に関する指導書をよく読み、救命講習などを受け、応急処置に必要な最低限の救急医薬品や装備を携帯する。
8. 林地や山岳地の状況は常に変わる。活動開始直前まで、現地情報や気象情報の収集に努め、十分に安全が確保できない場合は、計画の変更や中止を決断する。警察・自治体などの行政機関がインターネットで情報を提供していることが多い。また、公開されているライブカメラの映像も有用である。
9. 野外活動では、作業に応じた活動しやすい服装を着用する。長袖シャツ（作業に応じて半袖可）と長ズボン、手袋、安全帽、目的に応じた靴を基本とする。天候の急変に備えて、雨具、着替え、防寒具も準備しておく。
10. 野外活動では、携帯すべき荷物が必要な場合は、リュックを着用し、両手が空いている状態を確保する。
11. 谷、沢での活動は細心の注意が必要である。苔で覆われている石や、ぬれた石・枝などは、特に滑りやすいので注意する。
12. 崖や急斜面では、落石や滑落に注意する。集団で行動する場合、先に斜面上部を進む者は石を落とさないように注意する。遅れて斜面下部を進む者は、上からの石の落下に注意する。落石が発生した場合には、大きな声で叫び注意を促す。
13. 携帯電話も使えず、道に迷った場合には、むやみに歩き回らず、できるだけ見通しの良い場所で冷静に助けを待つ。このような場合もあり得ることを想定し、発見されや

すい服装や装備の色調に十分な配慮をする。

14. 事故の大小に関わらず、速やかに指導教員に連絡し指示を受けること。

2. 演習林活動における安全管理 教職員等の野外活動

注意事項

1. 安全確保

- (1) 作業に応じた活動しやすい服装を着用する。長袖シャツ（作業に応じて半袖可）と長ズボン、手袋、安全帽、作業種に応じたプロテクタ類、目的に応じた靴を基本とするが、その他、活動に必要な物品（虫よけ、ゴーグル等）、装備（ロープ、地図等）も準備する。
- (2) 天候の急変に備えて、雨具、着替え、防寒具も準備しておく。
- (3) 緊急連絡用として、携帯電話や無線機を持参する。ただし、通じない場所もあることに留意する。
- (4) 作業に着手する前に手順や機械運転者と周囲の作業者との連絡方法について打ち合わせしておく。
- (5) 作業区域内の安全標識等は見やすく表示し、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (6) 伐採など危険な攪乱を伴う作業では、開始前に周囲の障害物を除去し、安全を確認した上で、もしもの場合の待避場所を確保するなどの環境整備を確実にを行い、災害防止に努める。
- (7) 夏期の高温条件下での作業の場合は、木陰などの日除け、冬期での作業では、暖房設備のあるところで休憩するなどの工夫をする。
- (8) 作業箇所や作業地内への移動、走行では、互いに十分な距離を確保する。急斜面や滑りやすいところを歩く場合は、常に対処できるよう機械・器具の持ち方に工夫をする。
- (9) 傾斜面での作業においては、特に上下作業にならないよう十分に間隔をとる。
- (10) 高さ2 m以上の個所で諸作業を行う場合は、安全帯を必ず装着する。また、直下（危険区域）へ立ち入らない。
- (11) 緊急時に救急車の手配が困難な場合が多いことから、心肺蘇生に関する指導書をよく読み、救命講習などを受け、応急処置に必要な最低限の救急医薬品や装備を携帯する。

2. 火災の予防

- (1) 燃料や引火性薬剤のある場所では、絶対火気を使用しない。燃料を補給するときは、エンジンを停止し、平坦な場所でおこない燃料を漏らさない。
- (2) たばこの吸い殻やマッチの燃えかすの投げ捨てをしない。
- (3) やむなく焚き火をした場合は、土や水などをかけ完全に消火したことを確認する。

3. 機械・器具の使用

森林における教育研究活動の支援業務や森林管理作業では、種々の機械・器具を使用

する。これらの機械・器具は、労働安全衛生法およびその他関連法規に基づき使用するが、様々な危険が存在し、時には重大な事故が発生する。

以下に注意事項をまとめた。

- (1) 自動車の運転は道路交通法を順守すること。山間部では林道などカーブが多く、狭い未舗装道路での運転にはスピードの出し過ぎや対向車確認などに十分注意を払う必要がある。林内は悪路が多いため、交通事故には十分注意する。
- (2) 機械の運転または器具を使用する者は、労働安全衛生法で定められた技能講習、または特別教育、安全衛生教育を終了した者であること。
- (3) 日頃から以下のような機械・器具の検査、点検、整備を徹底する。
 - ① くわ、かま、なたなどの器具は使用の前後に必ず安全点検を行い使用する。
 - ② チェーンソー、刈払機などの刃は正しく目立てしたものを使用する。使用前後に必ず点検するとともに、毎月定期自主点検を行う。
 - ③ 定期検査・点検が法で定められている機械については、必ず定期検査・点検を実施する。
- (4) 機械・器具の保管は安全な場所とし、常に整理整頓を心がける。
- (5) 使用前には必ず始業点検を行い、使用上の一般的な注意事項を厳守する。
- (6) 機械・器具類は規定の容量や出力を超えて稼働しない。作業途中、一旦機械・器具を置くときは、滑らないように安定させて置く。

4. 日頃から登山関係などの本を参考に、自然災害や危険・有害な動植物に対する対処法などに関する知識を身に付けること。活動開始直前まで、現地情報や気象情報の収集に努め、十分に安全が確保できない場合は、計画の変更や中止を決断する。警察・自治体などの行政機関がインターネットで情報を提供していることが多い。また、公開されているライブカメラの映像も有用である。講義・実習の場合は、直前に現地の下見を行い、危険個所が存在する場合には、参加学生が近づかないように標示、立ち入り禁止区域の設定、コース変更などの処置を行う。

次のような災害がおこる。

- (1) 天候災害：台風、集中豪雨、土石流、突風、落雷など。冬季では、吹雪、深雪、寒気、雪崩など。
- (2) 火山災害：噴火、有毒ガスの噴出など。
- (3) 斜面での災害：落石、滑落、雪崩など。
- (4) 谷、沢での災害：増水（鉄砲水）、急な深み、滝壺、ぬかるみなど。
- (5) 動物等による災害：クマ、イノシシ、マムシ、ヤマカガシ、ハチ類（スズメバチ、アシナガバチ、ミツバチ）、ムカデ、ガ（ドクガ、イラガ）、ツツガムシ、マダニ、ヤマビルなど
- (6) 有害な植物による災害：ウルシ、イラクサ、イバラ、スズタケの皮、スギやヒノキ等の花粉、カヤノキやカラマツの樹皮、タケの切株など。

5. 森林・山岳における活動は、自然条件が厳しい中での行動を主体とすることから心

身に多大な影響を及ぼすため、健康状態を確認し、活動前に体調不良の者がいる場合は、参加させない、一時休憩させる、病院に連れて行くなどの処置をとる。活動中に疲労や体調不良、ケガなどで行動を共にできなくなった者が発生した場合、同行者の一部を付き添わせて対処するか、活動自体を中止する。

次のような疲労や、様々な障害があらわれる可能性があるので注意を要する。

- (1) 体力消耗：緊張感の中での長時間行動、睡眠不足などが体力を急激に消耗する。
- (2) 胃腸障害：体力が消耗したときに消化の悪い食事をとると消化不良を引き起こし、一層体力を消耗する。
- (3) 心理的なストレス：様々な障害が重なると精神的なストレスが溜まり、そのため、適切な判断能力が低下する。
- (4) 損傷：打撲・骨折・捻挫・アキレス腱断裂・切り傷・日焼け・火傷・凍傷・雪盲など。それらの対処はファーストエイドの手引き書を参考にして適切に行う。
- (5) 日焼け：高標高地域では直達日射や紫外線（UV）の強度が強いため、皮膚や眼の保護が必要で、日焼け止めやサングラスの使用は不可欠である。また、つばの広い帽子も有効である。
- (6) 熱中症：日射病・熱射病などに分けられるが、これらは高温条件下での過度の発汗や体温調節機能を超えた条件に長時間活動することで引き起こされることから、通気の良い衣服（半袖など）、日陰での休憩、水分の補給、塩分補給などを行う。
- (7) 低体温症：深部の体温が35℃以下になった状態を指し、体温の低下が著しいほど症状は重症となり、高度低体温（28℃）では呼吸の停止や致死性の不整脈が出現し、生命に危険が及ぶ。豪雨などで身体が濡れたままの状態であつた風にあたりると発症する可能性がある。着替えやタオルを準備し、濡れたら身体を拭き、着替える。
- (8) 凍傷（低温障害）：凍傷は身体の一部あるいは全体が低温にさらされて発症する。発症した場合には、ぬるま湯に浸すなどの処置が必要であるが、専門家に相談する。

6. パート職員に対しても安全指導を的確に行い、作業の目的、工法、使用する機械、器具、資材等について十分な打ち合わせをしたあと、共通理解のもとで作業を開始する。

3. 危害を与える動物・植物などへの対策

1. クマ（ヒグマ）

- (1) 林内またはその付近において、クマの目撃、遭遇、捕獲もしくはこれに関する情報を入手したときは、速やかに責任者などに報告し、その場所での活動は控える。
- (2) クマの被害を防ぐために、入山の際は、鈴、笛、ラジオ、クマスプレーなどを携帯する。
- (3) 作業中は以下の事項に留意すること。
 - ① 入下山時あるいは作業中にクマの足跡、糞などが無いか注意する。痕跡がある場

合、足跡、糞の時間経過を観察し、比較的新しい場合は付近にいる可能性が高いので、直ちに作業を中止し、慎重に退避するとともに、責任者などに報告する。

② 入下山時の会話または作業中の声のかけ合いなどは、なるべく大きな声で行うこと。また、鈴、笛、ラジオなども随時鳴らし、人の所在を予知させる。

③ 残飯、ペットボトル、空き缶などは捨てずに持ち帰る。

(4) 緊急事態に対する留意事項

① 笛などにより合図を行い緊急退避する。

② 退避の場合、振り返らずにゆっくりと後ずさりして、その場を離れる。また、持ち物を一つずつ投げながら退避する。（立ち止まって臭いを嗅ぐので退避に間が持てることが多い）

③ やむなく向かってきた場合は、クマスプレー（噴出距離約3m）をクマの顔に向けて噴出する。

④ 退避する場合は、絶対に横を向いたり、背を見せない。

⑤ 集団の場合、一人で飛び出して逃げない。

2. イノシシ

(1) イノシシに出会っても大声を出したり、物を投げたりして刺激しない。ゆっくりと後ずさりしてその場を離れる。イノシシが歯を鳴らしたり、毛を逆立てている場合は興奮状態にあるので注意が必要である。

(2) イノシシから退避する場合、食べ物や臭いの強いものがあれば、その場に捨てて逃げる。

(3) イノシシが襲ってきた場合は、木に登る。登れるような木がない場合は、大きな木の後ろに隠れるなど、常に自分とイノシシの間に何か障害物があるように動き、突進を防ぐ。

3. ハチ類

スズメバチとアシナガバチによる被害が予想される。蜂毒によって、患部が腫れ、痛みをもたらすだけでなく、体質、ハチの種類や刺された回数によってはアナフィラキシーショックを引き起こし、死に至る危険性がある。

(1) 黒色や黄色の衣服を避け、白色調の衣類を着用する。

(2) 純毛、毛皮、ひらひら動く衣類は着用しない。

(3) ヘアースプレー、ヘアトニック、香水などの刺激性の強い香りのするものは付けない。

(4) 保護帽、防蜂網、長袖シャツ、手袋などを着用し、身体を保護する。また、スプレー式の殺虫剤を携帯する。

(5) ハチの巣は、木の根元、土の中、橋の下、軒下などに作られることが多い。夏以降から秋にかけて働き蜂が増え、活動が活発化するので特に注意が必要である。春先、巣作りしている巣を見つけたら、なるべく小さいうちに処理しておく。近くにハチの巣があることを標識テープで標示するか、口頭で所在を知らせる。

- (6) 巣に近寄らず、すぐに体勢を低くして、その場を立ち去る。また、近くで急激な動きをしない。ハチが近くを飛んできて、手で追払ったりしない。
- (7) 安全を確保した上でハチが襲ってきた場合、むやみに逃げずに、ハチの動きに合わせて、地面を這うようにして逃げる。刺された場合に重症化する頭や首筋を守る。
- (8) ハチの餌となりやすい残飯、ペットボトル、空き缶などは捨てずに持ちかえる。
- (9) 事前に医療機関でハチの抗体検査を受け、ハチ毒アレルギーと診断された者は処方されたアドレナリン自己注射薬（エピペン）を持参する。
- (10) ハチに刺された時は、ポイズンリムーバーでハチ毒を吸い出し水で冷やした後、抗ヒスタミン剤含有のステロイド軟膏を塗布する。また、じん麻疹、頭痛、吐気、めまい、呼吸困難、不整脈などのアナフィラキシーショック症状が疑われる症状が出たときは、速やかに最寄りの医療機関を受診する。

4. マダニ

マダニに吸血されることにより、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）やライム病、日本紅斑熱などに感染する恐れがある。

- (1) 皮膚を露出しない長袖シャツ、長ズボンの服装を着用する。
- (2) 肌の露出部分には、防虫剤やダニ忌避剤を塗布する。
- (3) 死んだ野生動物に近づかない。マダニは近くの草で新たな宿主に着こうと待ち構えている。
- (4) マダニにかまれた時は、無理に引き剥がさず、原則として医療機関を受診する。
受診が難しい場合、ピンセットなどを使ってマダニの頭をつかんで取る。また、高熱、発疹の症状が出たら速やかに最寄りの医療機関を受診する。

5. ヘビ

特に、毒蛇であるマムシ、ヤマカガシへの注意が必要である。

- (1) 有毒なヘビに咬まれたら、ポイズンリムーバーで吸い出す。
- (2) マムシやヤマカガシに咬まれたら、最寄りの医療機関を受診し毒抗血清の投与を受ける。

6. ヤマビル

- (1) 皮膚を露出しない長袖シャツ、長ズボンの服装を着用する。
- (2) ズボンの裾は靴下の中に入れ、上着の裾はズボンに入れる。
- (3) 忌避剤は皮膚に塗るのではなく靴や靴下、ズボンの裾、手袋、上着などに塗布する。
- (4) ヤマビルにかまれたら、ライターの火であぶるか、塩や消毒用エタノールをかけて取り除く。取り除いたヤマビルは速やかに殺虫する。
- (5) ヤマビルは吸血すると、血液の凝固を妨げる「ヒルジン」という物質を出すので、ポイズンリムーバーなどで血液をよく吸い出して消毒した後、抗ヒスタミン剤含有のステロイド軟膏を塗布する。

7. エキノコックス症

エキノコックス属条虫の幼虫（包虫）に起因する疾患で、人体各臓器特に肝臓、肺臓、腎臓、脳などで包虫が発育し、諸症状を引き起こす。ヒトには、成虫に感染しているキツネ、イヌなどの糞便内の虫卵を経口摂取することで感染する。近年、北海道東部から北海道全域へと伝播域を拡大しつつある。

- (1) 外から帰ったら必ず手を洗う。
- (2) キツネに餌付けをしたり、触ったりしない。
- (3) 山菜や野山の果実等は、十分に加熱もしくはよく水洗いしてから食べる。
- (4) 沢水、わき水は飲まない。飲む場合は煮沸する。
- (5) キツネに触れた場合は、市町村が実施する血液検査を受診する。

8. うるし類

- (1) できるだけヤマウルシ、ヤマハゼ、ハゼノキ、ツタウルシに接触しない。
- (2) これらの樹木等をやむをえず切断する場合は、樹液が出るので身体に付着しないようにする。
- (3) 皮膚を露出しない長袖シャツ、長ズボンの服装を着用する。
- (4) 作業後は洗顔、手洗いなどを励行し、かぶれた時は、抗ヒスタミン剤含有のステロイド軟膏を塗布する。
- (5) かぶれがひどい時は、最寄りの医療機関を受診する。

4. 農薬の管理

- (1) 農薬のラベルや安全データシート（SDS）をよく読み、使用基準を遵守する。
- (2) 使用記録をつけ、保管場所に留意するとともに、毒・劇物の保管庫には必ず施錠する。一度に大量の農薬を購入せず、不要な農薬は早めに処分する。
- (3) 身体を覆う耐薬品性のある作業衣を着用し、薬剤を溶かす時や散布時にはゴムやビニール手袋、ゴーグル、マスクを着用する（肌の露出を避ける）。
- (4) 農薬が目や口に入った場合、すぐに顔や手を洗い、うがいが出来るようタオルや水を用意する。事故が起こった時にすぐに連絡出来るよう準備しておく。
- (5) 気温の高い時、体調の悪い時、飲酒や薬を服用した時には散布はしない。
- (6) 散布は時間帯、風向きなどを考慮し、条件が悪い時は散布をしないなど、周囲環境に十分配慮する。
- (7) 使用後の農薬容器は、ラベルや安全データシート（SDS）の注意を読み、適切に処理する。
- (8) 散布後は顔や手を石鹼で洗い、うがいをして、農薬散布に使用した衣類は他の衣類と分けて洗う。

詳細については、「毒物及び劇物取締法」やその他の法令に定めるもののほか、「九州大学 化学物質管理規定」ならびに「九州大学化学物質管理規程運用マニュアル」に沿って管理しなければならない。

5. 事故の対処

事故・災害などで人身事故が発生した場合、慌てずに落ち着いて、安全、迅速に対処する。事故が発生したら、以下の手順で対処する。

(1) 事故状況の把握

事故の状況をできるだけ素早く正確に把握する。

(2) 他の教職員、学生の安全確保・安否確認

事故現場の危険性・安全性を確認し、状況に応じて他の教職員、学生を避難させ、他の教職員、学生の安全を確保し、他の教職員、学生の安否を確認する。

(3) 救護者の安全確保

被災者を直接救護するにあたっては、自分たちの能力で可能か、二次被害に巻き込まれる恐れはないかなど安全確保を第一に冷静な判断を行う。被災者の救護に当たる場合、まず自分（救護者自身）の安全を確保する。救護を行う場合、救護者自身の安全確保が第一義の命題である。

(4) 被災者への接近

救護者の安全が確保された後、被災者への接近方法について検討する。被災者への接近が安全に行えると判断されれば、被災者に接近する。被災者への接近の安全性が確保できない場合は、被災者へ接近せず、携帯電話や無線機を使用し119番に通報して消防署などの救命専門機関の救援を待つ。

(5) 救護者・被災者の安全確保

被災者に接近した後、必要に応じて、救護者および被災者の安全が確保できる場所に移動する。

(6) 被災者の傷病状況確認

被災者に声を掛け、意識（反応）を確認する。119番通報あるいは早急に医療機関に搬送すべき症状には、以下のようなものがある。

- ① 意識がない、またはぼんやりしている（大きな声で呼びかけても返事が鈍いなど）
- ② 呼吸が弱い、または呼吸が荒く速い
- ③ 激しく咳き込んでいる
- ④ 顔面が蒼白、冷汗をかいている
- ⑤ なまあくびをしている
- ⑥ 出血が多い（圧迫しても止まらない）
- ⑦ 四肢に麻痺（運動障害）がある
- ⑧ 骨折・脱臼が疑われる
- ⑨ 広い範囲のやけど（上肢全体、下肢の半分以上、体幹の1/4以上）
- ⑩ 火炎による顔のやけど
- ⑪ 眼の傷害

(7) 119番通報あるいは医療機関への被災者の搬送

携帯電話や無線機を使用して救助、搬送が必要な際は救援を要請する。

{救急119、警察110}

119番通報による救助要請にあたっては、主に次のようなことを聞かれるので、正

確に内容を伝える。

- ① 火災か救急か
- ② 事故か急病か
- ③ 誰がどうしたか（事故の状況）
- ④ 被災者の性別・年齢
- ⑤ ケガ等の状況・意識の有無
- ⑥ 通報者の名前・電話番号

携帯電話からは必ずしも直近の消防本部等に繋がるとは限らないため、落ち着いて現場の位置(住所、目標物等)をできるだけ正確に伝える。非常時に備え、携帯電話は予めGPS機能をオンにしておくことが望ましい。

119番通報を終えたら、以下の手順で救急車対応する。

- ① 救急車を待つ

救急車対応できる救護者がいる場合は、事故現場付近の目標物付近や目立ちやすい場所に出て、救急車を待つ。救急車対応できる救護者がいない場合は、事故現場付近の目標物付近や目立ちやすい場所に事故現場であることが分かる目印を置く。

- ② 救急車が到着したら、次のことを報告する

救急車が到着するまでに行った手当の内容

救急車が到着するまでの被災者の状態

- ③ 救急車に同乗する

救急車対応できる救護者がいる場合は、救護者も救急車に同乗する。

- (8) 心肺蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）

被災者には、必要に応じて心肺蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）を行う。心肺蘇生は、心肺蘇生法に従って実施する。119番電話を通じて心肺蘇生の指導がある場合、その指示に従う。

6. 現地での連絡、対応

責任者は、事故発生にあたって他の教職員、学生の安全確保、被災者の救助を優先した後、携帯電話や無線機を使用して緊急連絡先に連絡をいれるように手配する。

緊急連絡先…福岡演習林・・・092-948-3101

宮崎演習林・・・0983-38-1116

北海道演習林・・・0156-25-2608

連絡の際には、緊急連絡である旨を明確にした上で、次のことを連絡する。

- ① 被災の日時・場所
- ② 被災者の氏名（学生か職員）
- ③ 事故の態様
- ④ 被災者の容体、搬送先
- ⑤ 現地連絡者の氏名・連絡先（常時連絡できる携帯電話や無線機）

責任者は現地での記録者を定め、次のことを記録する。

- ① 事故発生

- ② 対応
 - ③ 連絡
 - ④ 医療機関における対処
- などについて関連の記録を残す。

7. 事故後の調査

事故調査の目的は、同種事故を二度と繰り返さないように、事故の原因となった不安全な状態および不安全な行動を発見して、これをさらに分析、検討し、適正な対策をたてることにある。

事故調査は、調査することが目的ではなく、また、関係者の責任を追及することでもない。

事故調査でたいせつなことは、真実を知ること。したがって、事故が発生した場合には、事故の大小にかかわらず、常に徹底的にその原因を追究する習慣を身につける。

(1) 事実を集める

事実をできるだけ集めるため、つぎのことを行う。

- ① 事故現場は、変更されやすく、また、細かいことは忘れやすいことから、調査は事故発生直後に行う。
- ② 物的証拠を集め保管すること。事故に関係のある物件のなかには、詳細な材料試験、化学分析を要するものもある。
- ③ 事故現場の状況を記録にとどめるため、写真をとる。
- ④ 目撃者および職場の関係者の協力のもとで調査を進める。
- ⑤ あとでもよいから、可能なかぎり被害者の話を聞く。

(2) 事故調査上の留意事項

事故調査にあたる場合は、とくにつぎの事項に留意する。

- ① 「なぜ」はあと回しにして、「どうであったか」という事実を集める。
- ② 目撃者がいう「これに決まっている」「こう思った」とか「なぜ」は、事実とは区別し参考として記録にとどめる。
- ③ 責任を追及する態度をとると、そのために関係者が警戒し、事実を包みかくすことがあるので、責任の所在を決めるよりも再発防止のほうが大切だという基本的態度を堅持する。
- ④ 事故現場は散乱しており、長く放置しておく、つぎの災害を起こす恐れがあるから、調査はじん速に行う。
- ⑤ 「だれその不注意による」というように人的要因だけを取りあげることがないようにする。このような場合には、物的要因が見のがされていることが多い。
- ⑥ 第三者の立場で公正に調査を進める。そのためには、できるだけ2人以上で調査を行うことが望ましい。
- ⑦ なお、事故の種類、程度によっては、労働基準監督署、警察署等による実施調査が実施される場合があるので、関係者と十分連絡をとり、必要な対応を怠らないようにする。

8. その他

事故発生後、速やかに災害発生報告書を総務部職場環境室安全衛生係に提出する。
事故等は、すべて安全管理委員会（wiki）安全管理／労働災害と軽傷・動植物等による被害記録に記入する。

9. 災害発生時の対応

各演習林作成の災害発生時対応マニュアル（wiki）に従い行動する。

参考文献

- ・九州大学 教育における安全の指針～野外活動編～平成29年3月
- ・農学研究院等安全・衛生部会安全の指針Ver. 1.3 2017年改訂版
- ・安全衛生推進者必携 厚生労働省安全衛生部安全課 第19版第4刷
- ・北海道保健福祉部HP
- ・国立感染症研究所HP

演習林安全管理委員会（2017.10.1現在）

委員長 大槻恭一

委員 大賀祥治

片山歩美

菱 拓雄

榎木 勉

智和正明

大崎 繁

久保田勝義

井上幸子

鍛冶清弘

壁村勇二

鵜 正信